

件名:

5月8日以降の日本の水際措置

本文:

令和5年5月8日(月)以降、現行の新型コロナウイルス感染症に係る水際措置が終了となる予定です。

【4月5日から5月7日】

・ 5月7日(日)までに入国される場合は、引き続き「出国前 72 時間以内に受けた検査の陰性証明」又は「ワクチンの接種証明書(3回)」が必要となります。

【5月8日以降】

・ 5月8日(月)以降、現行の新型コロナウイルス感染症に係る水際措置(「出国前 72 時間以内に受けた検査の陰性証明」又は「ワクチンの接種証明書(3回)」の提出)が終了となる予定です。

・ 一方で、同日から、発熱・咳などの症状がある渡航者に対して、主要5空港(成田・羽田・中部・関西・福岡)において、任意でゲノム解析が実施されます(感染症ゲノムサーベイランス(仮称))。

なお、中国(香港・マカオを除く)からの直行便での入国者を含め、詳細は、こちらからご確認ください。

今後の水際措置について(2023 年4月5日以降順次適用)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/20230403.pdf>

〈問い合わせ窓口〉

厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から:0120-565-653

海外から:+81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国)

電話:(代表)03-3580-4111(内線 4446, 4447)

外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話:0570-011000(ナビダイヤル:案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。)一部の IP 電話からは、03-5363-3013

在スイス日本国大使館 領事班

電話:031 300 2222

Fax :031 300 2256

メール: consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ: [https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在ジュネーブ領事事務所

(ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方)

電話:022 716 9900

メール: consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ: [https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

[メール配信停止手続き]

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>